

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（給料表及び職務の級） 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会は、<u>全ての</u>職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 （扶養手当） 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員の<u>全て</u>に対して支給する。 2 〔略〕 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に<u>定める額</u>とする。 (1)～(3) 〔略〕 4 〔略〕 第11条 〔略〕 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>全て</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した	〔同左〕 第5条 〔略〕 2 〔略〕 3 教育委員会は、<u>すべての</u>職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。 〔同左〕 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員の<u>すべて</u>に対して支給する。 2 〔略〕 3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、扶養親族1人につき当該各号に<u>掲げる額</u>とする。 (1)～(3) 〔略〕 4 〔略〕 第11条 〔略〕 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの<u>すべて</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理し

日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 〔略〕

（住居手当）

第13条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（教職員住宅等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

2 住居手当の月額は、8,300円（満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては9,300円をその額に加算した額）とする。

3 〔略〕

（通勤手当）

第14条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

(3) 〔略〕

3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実状に変更が生ずることとなった職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列

た日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 〔略〕

〔同左〕

第13条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員（教職員住宅等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、扶養親族（第10条第2項に規定する扶養親族をいう。）を有する者にあつては8,800円、有しない者にあつては8,300円とする。

3 〔略〕

〔同左〕

第14条 〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 〔略〕

3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実状に変更を生じることとなった職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列

車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～6 〔略〕

（給与の減額）

第18条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第14条から第16条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 〔略〕

（期末手当）

第27条 〔略〕

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の2

車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4～6 〔略〕

〔同左〕

第18条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第11条及び第12条の規定による休日並びに勤務時間条例第13条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第14条から第16条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 〔略〕

〔同左〕

第27条 〔略〕

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の2

5、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3～6 〔略〕

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 〔略〕

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2～6 〔略〕

(勤勉手当)

第30条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

5、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3～6 〔略〕

第29条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2～6 〔略〕

〔同左〕

第30条 〔略〕

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額

に100分の67.5（第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～7 〔略〕

（給与からの控除）

第33条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 公益社団法人東京都教職員互助会の会費及び退職互助事業の積立金

(6)・(7) 〔略〕

別表第1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,400	309,000	347,300
	2	169,400	265,600	311,400	349,900
	3	171,500	267,700	313,700	352,500
	4	173,600	269,900	316,000	355,100
	5	175,700	272,100	318,300	357,700
	6	177,800	274,400	320,600	360,300
	7	179,900	276,600	323,000	362,800
	8	182,000	278,800	325,300	365,300
	9	184,200	281,000	327,600	367,800
	10	186,400	283,300	329,900	370,200
	11	188,600	285,500	332,100	372,600
	12	190,800	287,700	334,300	375,000
	13	193,000	289,900	336,600	377,400
	14	194,900	292,100	338,900	379,700
	15	197,100	294,300	341,300	382,000
	16	199,200	296,600	343,700	384,200
	17	201,200	298,900	346,100	386,300
	18	203,400	301,200	348,500	388,400
	19	205,600	303,500	351,000	390,500
	20	207,800	305,800	353,500	392,500
	21	210,000	308,100	356,000	394,500

に100分の67.5（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～7 〔略〕

〔同左〕

第33条 〔同左〕

(1)～(4) 〔略〕

(5) 社団法人東京都教職員互助会（昭和6年5月26日に社団法人東京都教職員互助会という名称で設立された法人をいう。）の会費及び退職互助事業の積立金

(6)・(7) 〔略〕

別表第1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,800	309,500	347,900
	2	169,400	266,000	311,900	350,500
	3	171,500	268,200	314,200	353,100
	4	173,600	270,400	316,500	355,700
	5	175,700	272,600	318,800	358,300
	6	177,800	274,900	321,100	360,900
	7	179,900	277,100	323,500	363,400
	8	182,000	279,300	325,800	365,900
	9	184,200	281,500	328,100	368,400
	10	186,400	283,800	330,400	370,800
	11	188,600	286,000	332,600	373,200
	12	190,800	288,200	334,900	375,600
	13	193,000	290,400	337,200	378,000
	14	195,000	292,600	339,500	380,300
	15	197,200	294,800	341,900	382,600
	16	199,300	297,100	344,300	384,800
	17	201,400	299,400	346,700	386,900
	18	203,600	301,700	349,100	389,000
	19	205,800	304,000	351,600	391,100
	20	208,000	306,300	354,100	393,100
	21	210,200	308,600	356,600	395,100

		22	212,200	310,400	358,400	396,400			22	212,400	310,900	359,000	397,000
		23	214,400	312,700	360,800	398,200			23	214,600	313,200	361,400	398,800
		24	216,600	315,000	363,200	399,900			24	216,800	315,500	363,800	400,600
		25	218,800	317,300	365,500	401,700			25	219,000	317,800	366,100	402,400
		26	220,800	319,600	367,800	403,400			26	221,000	320,100	368,400	404,100
		27	222,900	321,800	370,100	405,100			27	223,200	322,300	370,700	405,800
		28	225,100	324,100	372,300	406,700			28	225,400	324,600	372,900	407,400
		29	227,300	326,300	374,400	408,300			29	227,600	326,800	375,000	409,000
		30	229,500	328,500	376,500	409,800			30	229,800	329,000	377,100	410,500
		31	231,700	330,700	378,600	411,200			31	232,000	331,200	379,200	411,900
		32	233,900	332,800	380,500	412,600			32	234,200	333,400	381,100	413,300
		33	236,100	335,000	382,400	414,000			33	236,400	335,600	383,000	414,700
		34	238,200	337,100	384,200	415,300			34	238,500	337,700	384,800	416,000
		35	240,300	339,200	385,900	416,600			35	240,600	339,800	386,500	417,300
		36	242,500	341,200	387,500	417,800			36	242,800	341,800	388,100	418,500
		37	244,600	343,200	389,000	418,900			37	245,000	343,800	389,600	419,600
		38	246,800	345,100	390,400	420,000			38	247,200	345,700	391,000	420,700
		39	249,000	346,900	391,800	421,100			39	249,400	347,500	392,400	421,800
		40	251,200	348,700	393,100	422,100			40	251,600	349,300	393,700	422,800
		41	253,400	350,500	394,300	423,100			41	253,800	351,100	394,900	423,800
		42	255,600	352,200	395,500	424,000			42	256,000	352,800	396,100	424,700
		43	257,800	353,800	396,700	424,900			43	258,200	354,400	397,300	425,600
		44	260,000	355,500	397,800	425,800			44	260,400	356,100	398,400	426,500
		45	262,200	357,100	398,900	426,600			45	262,600	357,700	399,500	427,300
		46	264,400	358,700	399,800	427,400			46	264,800	359,300	400,500	428,100
		47	266,300	360,300	400,800	428,100			47	266,800	360,900	401,500	428,800
		48	268,500	361,800	401,800	428,800			48	269,000	362,400	402,500	429,500
		49	270,700	363,300	402,800	429,500			49	271,200	363,900	403,500	430,200
		50	272,900	364,700	403,700	430,200			50	273,400	365,300	404,400	430,900
		51	275,100	366,100	404,600	430,800			51	275,600	366,700	405,300	431,500
		52	277,300	367,500	405,500	431,400			52	277,800	368,100	406,200	432,100
		53	279,500	368,900	406,300	432,000			53	280,000	369,500	407,000	432,700
		54	281,700	370,200	407,100	432,600			54	282,200	370,800	407,800	433,300
		55	283,900	371,500	407,900	433,200			55	284,400	372,100	408,600	433,900
		56	286,100	372,800	408,700	433,800			56	286,600	373,400	409,400	434,500
		57	288,300	374,000	409,500	434,400			57	288,800	374,600	410,200	435,100
		58	290,400	375,200	410,200	435,000			58	290,900	375,800	410,900	435,700
		59	292,500	376,300	410,900	435,600			59	293,000	376,900	411,600	436,300
		60	294,600	377,400	411,600	436,200			60	295,100	378,000	412,300	436,900
		61	296,700	378,500	412,300	436,800			61	297,200	379,100	413,000	437,500
		62	298,800	379,600	412,900	437,400			62	299,300	380,200	413,600	438,100
		63	300,800	380,600	413,500	438,000			63	301,300	381,200	414,200	438,700
		64	302,900	381,600	414,100	438,600			64	303,400	382,200	414,800	439,300

再任 用職 員以 外の 職員	65	305,000	382,600	414,700	439,000
	66	307,000	383,500	415,300	439,500
	67	309,100	384,400	415,900	440,000
	68	311,200	385,300	416,500	440,500
	69	313,300	386,100	417,100	441,000
	70	315,300	386,900	417,700	441,500
	71	317,300	387,700	418,300	442,000
	72	319,300	388,500	418,900	442,500
	73	321,300	389,300	419,500	443,000
	74	323,300	390,000	420,100	443,500
	75	325,300	390,700	420,700	444,000
	76	327,300	391,400	421,300	444,500
	77	329,300	392,000	421,800	445,000
	78	331,200	392,600	422,300	445,500
	79	333,000	393,200	422,800	446,000
	80	334,800	393,800	423,300	446,500
	81	336,500	394,400	423,800	446,900
	82	338,200	395,000	424,300	447,400
	83	339,900	395,600	424,800	447,900
	84	341,500	396,200	425,300	448,400
	85	343,000	396,800	425,800	448,900
	86	344,500	397,400	426,300	449,300
	87	346,000	398,000	426,800	449,700
	88	347,400	398,600	427,300	450,100
	89	348,800	399,200	427,800	450,500
	90	350,100	399,700	428,300	450,900
	91	351,400	400,300	428,800	451,300
	92	352,600	400,900	429,300	451,700
	93	353,800	401,400	429,700	452,100
	94	354,900	401,900	430,100	452,500
	95	356,000	402,400	430,500	452,900
	96	357,000	402,900	430,900	453,300
	97	358,000	403,400	431,300	453,700
	98	358,900	403,900	431,700	454,100
	99	359,800	404,400	432,100	454,500
	100	360,600	404,900	432,500	454,900
	101	361,300	405,400	432,900	455,300
	102	362,000	405,900	433,300	
	103	362,700	406,400	433,700	
	104	363,200	406,900	434,100	
	105	363,800	407,400	434,500	
	106	364,400	407,900	434,900	
	107	365,000	408,400	435,300	
	108	365,600	408,900	435,700	
再任 用職 員以 外の 職員	65	305,500	383,200	415,400	439,700
	66	307,500	384,100	416,000	440,200
	67	309,600	385,000	416,600	440,700
	68	311,700	385,900	417,200	441,200
	69	313,800	386,700	417,800	441,700
	70	315,800	387,500	418,400	442,200
	71	317,800	388,300	419,000	442,700
	72	319,800	389,100	419,600	443,200
	73	321,800	389,900	420,200	443,700
	74	323,800	390,600	420,800	444,200
	75	325,800	391,300	421,400	444,700
	76	327,800	392,000	422,000	445,200
	77	329,800	392,600	422,500	445,700
	78	331,700	393,200	423,000	446,200
	79	333,600	393,800	423,500	446,700
	80	335,400	394,400	424,000	447,200
	81	337,100	395,000	424,500	447,700
	82	338,800	395,600	425,000	448,200
	83	340,500	396,200	425,500	448,700
	84	342,100	396,800	426,000	449,200
	85	343,600	397,400	426,500	449,700
	86	345,100	398,000	427,000	450,100
	87	346,600	398,600	427,500	450,500
	88	348,000	399,200	428,000	450,900
	89	349,400	399,800	428,500	451,300
	90	350,700	400,400	429,000	451,700
	91	352,000	401,000	429,500	452,100
	92	353,200	401,600	430,000	452,500
	93	354,400	402,100	430,400	452,900
	94	355,500	402,600	430,800	453,300
	95	356,600	403,100	431,200	453,700
	96	357,600	403,600	431,600	454,100
	97	358,600	404,100	432,000	454,500
	98	359,500	404,600	432,400	454,900
	99	360,400	405,100	432,800	455,300
	100	361,200	405,600	433,200	455,700
	101	361,900	406,100	433,600	456,100
	102	362,600	406,600	434,000	
	103	363,300	407,100	434,400	
	104	363,800	407,600	434,800	
	105	364,400	408,100	435,200	
	106	365,000	408,600	435,600	
	107	365,600	409,100	436,000	
	108	366,200	409,600	436,400	

109	366,200	409,400	436,000	
110	366,700	409,900	436,400	
111	367,200	410,400	436,800	
112	367,700	410,900	437,200	
113	368,200	411,400	437,600	
114	368,700	411,800		
115	369,200	412,200		
116	369,700	412,600		
117	370,200	413,000		
118	370,700	413,400		
119	371,200	413,800		
120	371,700	414,200		
121	372,200	414,600		
122	372,700	415,000		
123	373,200	415,400		
124	373,600	415,800		
125	374,000	416,200		
126	374,400	416,600		
127	374,800	417,000		
128	375,200	417,400		
129	375,600	417,800		
130	376,000			
131	376,400			
132	376,800			
133	377,200			
134	377,600			
135	378,000			
136	378,400			
137	378,800			
138	379,200			
139	379,600			
140	380,000			
141	380,400			
142	380,800			
143	381,200			
144	381,600			
145	382,000			
146	382,400			
147	382,800			
148	383,200			
149	383,600			
150	384,000			
151	384,400			
152	384,800			

109	366,800	410,100	436,800	
110	367,300	410,600	437,200	
111	367,800	411,100	437,600	
112	368,300	411,600	438,000	
113	368,800	412,100	438,400	
114	369,300	412,500		
115	369,800	412,900		
116	370,300	413,300		
117	370,800	413,700		
118	371,300	414,100		
119	371,800	414,500		
120	372,300	414,900		
121	372,800	415,300		
122	373,300	415,700		
123	373,800	416,100		
124	374,200	416,500		
125	374,600	416,900		
126	375,000	417,300		
127	375,400	417,700		
128	375,800	418,100		
129	376,200	418,500		
130	376,600			
131	377,000			
132	377,400			
133	377,800			
134	378,200			
135	378,600			
136	379,000			
137	379,400			
138	379,800			
139	380,200			
140	380,600			
141	381,000			
142	381,400			
143	381,800			
144	382,200			
145	382,600			
146	383,000			
147	383,400			
148	383,800			
149	384,200			
150	384,600			
151	385,000			
152	385,400			

	153	385,200					153	385,800			
	154	385,600					154	386,200			
	155	386,000					155	386,600			
	156	386,400					156	387,000			
	157	386,800					157	387,400			
	158	387,200					158	387,800			
	159	387,600					159	388,200			
	160	388,000					160	388,600			
	161	388,400					161	389,000			
	162	388,800					162	389,400			
	163	389,200					163	389,800			
	164	389,600					164	390,200			
	165	390,000					165	390,600			
	166	390,400					166	391,000			
	167	390,700					167	391,400			
	168	391,100					168	391,800			
	169	391,500					169	392,200			
再任用職員		233,100	272,800	295,300	334,000		再任用職員		233,600	273,300	295,900 334,700

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定並びに次項、付則第3項及び第8項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日において、この条例による改正前の第13条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、同年4月1日以後も引き続き同項に該当するもの（この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項に該当するものを除く。）その他これに準ずる職員については、同日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第13条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額、改正後の条例第13条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第27条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第7号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成25年4月1日（同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成25年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年墨田区条例第21号）第2条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.14を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間

を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

(3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額

6 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

7 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。
（委任）

8 付則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て墨田区教育委員会規則で定める。

9 付則第4項から第7項までに定めるもののほか、この条例（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。